



ネットワーク運用領域報告

東北大学法学研究科 金谷吉成 <kanaya@law.tohoku.ac.jp>

■ ミッション

- 第2期活動報告書がベース
- 政府機関統一基準に照らして不足している部分
- 大学にあてはめた場合考慮すべき部分
- ネットワーク運用領域の扱う問題は多岐にわたる

■ 作業経過

- 第1回分科会(2006年8月29日)
 - 論点整理、作業の進め方を確認
- 他領域からも協力してもらいながら、MLで議論

ネットワーク運用領域の文書構成

A2101 運用・管理規程	A3101 運用・管理手順
A2102 リスク管理規程	A3102 リスク評価手順
A2103 非常時行動計画	A3103 インシデント対応手順
A2104 情報格付け規程	A3104 情報格付け手順
凡例 ■ 今回の成果物 ■ 検討済みだが今回は見送り ■ 検討した結果見送り ■ 今後の課題	A3105 情報取扱い手順
	A3106 外部委託における情報セキュリティ対策実施手順
	A3107 外部委託における情報セキュリティ対策に関する評価手順
	A3111 ウェブサーバ設定確認実施手順 策定手引書
	A3112 メールサーバのセキュリティ維持 に関する規程 策定手引書



A2101 情報システム運用・管理規程

- 第一章 総則
- 第二章 情報システムのライフサイクル
- 第三章 情報の格付けと取扱い
- 第四章 主体認証
- 第五章 アクセス制御
- 第六章 アカウント管理
- 第七章 証跡管理
- 第八章 暗号と電子署名
- 第九章 違反と例外措置
- 第十章 インシデント対応
- 第十一章 本学支給以外の情報システム
- 第十二章 学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の禁止
- 第十三章 教育・研修
- 第十四章 評価



A3103 インシデント対応手順

- インシデントの分類
 - 物理的 / セキュリティ / **コンテンツ**
 - 対外的インシデント / 対内的インシデント
 - **学外クレーム** / 対外クレーム
- インシデント対応
 - 規定違反行為の内容と対処方針を明確化
 - 対応にあたる者の分担と権限の明確化
 - 学外・学内の連絡・通報窓口の整備
 - 法的に慎重な判断を要する場合は？



A2104 情報格付け規程

A3105 情報取扱い手順

- 情報の格付けと取扱制限
 - 本規程の対象者：教職員等
 - 情報の重要性
 - 機密性 レベル2と3は要機密情報
 - 完全性 レベル2は要保全情報
 - 可用性 レベル2は要安定情報
 - 取扱制限の例
 - 機密性 複製禁止、配布禁止、印刷禁止、暗号化必須など
 - 完全性 3年間保存、書換禁止、削除禁止など
 - 可用性 3日以内復旧、各自PC保存可など
 - 講ずべき情報セキュリティ対策は？



ネットワーク運用領域の課題

- A3101 情報システム運用・管理手順
 - 管理者向けマニュアルの整備
- A2102 リスク管理規程 / A3102 リスク評価手順
A2103 非常時行動計画
 - 第2期活動報告書の成果を取り入れる
- 今後の課題として...
 - 障害等対策手順
 - 情報セキュリティ対策実施手順
 - 外部委託関係

3. ネットワーク運用領域

幹事 金谷吉成、幹事補佐 丸橋透

3.1 検討課題

中間報告をベースに、政府機関統一基準に照らして不足している部分、大学にあてはめた場合に考慮すべき部分を検討し、ネットワーク運用に係る規程及び手順を改善又は追加する。

3.2 検討経過

第1回領域分科会会合（8月29日）において、中間報告に政府機関統一基準を反映させるためには、不適切な表現の改訂と、不足部分の追加が必要であることを確認した。運用領域の扱う問題は他領域が直接に関係しない部分すべてであると言えるため、政府機関統一基準を概観して、作業範囲と分担について検討した。その後は、他領域とも協力しながら、メーリングリストで議論を進めた。

3.3 検討内容の概要

- ・ A2101 情報システム運用・管理規程

基本的な枠組みや用語については第2期活動報告書を踏襲しつつ、政府機関統一基準に照らして不足している部分を政府機関統一基準より抜き出して補った。

- ・ A3103 インシデント対応手順

第2期活動報告書で既に検討済みであり、政府機関統一基準よりも詳細な内容となっていることから、政府機関統一基準との整合性を図ることで対応した。

- ・ A2104 情報格付け規程、A3105 情報取扱い手順

政府機関統一基準に合わせて追加した。情報格付け規程は DM3-01 に、情報取扱い手順は DM3-02 に対応する。ポリシーの適用範囲は、教職員等のほか学生や臨時利用者にも及ぶが、今年度は大学の実情に鑑み、情報格付けを行う者を教職員等に限定することとした。また、「A3104 情報格付け手順」については、情報格付け規程に内容が重複することから、現時点では定めないこととした。

- ・ A3111 ウェブサーバ設定確認実施手順 策定手引書、A3112 メールサーバのセキュリティ維持に関する規程 策定手引書

政府機関統一基準に合わせて追加した。ウェブサーバ手順策定手引書は DM5-05 に、メールサーバ規程策定手引書は DM5-06 に対応する。

- ・ A2102 リスク管理規程、A3102 リスク評価手順、A2103 非常時行動計画

第2期活動報告書で既に検討済みであったが、時間的な問題により政府機関統一基準との摺り合わせが十分にできなかったため今年度は対象外とした。

3.4 今後の課題

「A3101 情報システム運用・管理手順」のほか、作業量の問題から今年度の策定対象外とした規程及び手順がある。